

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定</p> <p>略称 日中漁業協定 署名 平 9.11.11 発効 平 12.6.1</p>	<p>日中双方の漁船の相手国200海里水域における漁獲割当量等の操業条件は、協定に基づき設置される日中漁業共同委員会での協議後、各国政府が決定すること。</p> <p>東シナ海に暫定措置水域を設定し、日中両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業 大中型まき網漁業等</p>
<p>漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定</p> <p>略称 日韓漁業協定 署名 平 10.11.28 発効 平 11.1.22</p>	<p>日韓双方の漁船の相手国200海里水域における漁獲割当量等の操業条件は、協定に基づき設置される日韓漁業共同委員会での協議後、各国政府が決定すること。</p> <p>日本海と東シナ海に暫定水域を設定し、日韓両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業 沖合底びき網漁業 大中型まき網漁業等</p>
<p>漁業に関する日本国政府とニュー・ジブラント政府との間の協定</p> <p>略称 日-NZ漁業協定 署名 昭 53.9.1 発効 昭 53.9.1 失効 平 9.9.30</p>	<p>NZ200海里水域における操業隻数等について、毎年NZ政府が我が国に対し通報すること等</p>	<p>遠洋底びき網漁業 いか釣り漁業</p>
<p>漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定</p> <p>略称 日ソ漁業協力協定 署名 昭 60.5.12 発効 昭 60.5.13</p>	<p>ロシア系さけ・ます（溯河性魚種）の我が国による漁獲は、協定に基づき設置される日ソ漁業合同委員会での協議を経て、両政府間で合意される条件に従って行われること等。</p>	<p>さけ・ます漁業</p>
<p>日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定</p> <p>略称 日ソ地先沖合漁業協定 署名 昭 59.12.7 発効 昭 59.12.14</p>	<p>日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における漁獲割当量等操業条件は、協定に基づき設置される日ロ漁業委員会での協議の後、資源状態、自国の漁獲能力等の関連要因を考慮の上、各国政府が決定すること等。</p>	<p>沖合底びき網漁業 遠洋底びき網漁業 たら等はえ縄漁業等</p>

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約</p> <p>略称 ベ公海漁業条約</p> <p>署名 平 6.8.4</p> <p>発効 平 7.12.8</p>	<p>ベーリング公海におけるすけとうだら資源の漁獲可能水準及び国別割当量を設定すること。</p>	<p>遠洋底びき網漁業</p>
<p>第46回国連総会決議(平成3年12月21日)</p>	<p>第46回国連総会において、公海大規模流し網漁業について以下の措置等が決議された。</p> <p>(1) 1992年6月までに漁獲努力量を半減すること。</p> <p>(2) 1992年12月までに停止すること</p> <p>これを受け、平成5年度から平成7年度において、いか流し網漁業を停止するとともに、かじき等流し網漁業について、公海における操業を停止し、我が国200海里内のみの漁業として再編</p>	<p>いか流し網漁業</p> <p>かじき等流し網漁業</p>